委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月12日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○知事 ●市区	町村長等	
2. 都道府県名	埼玉県		
3. 市区町村名	羽生市		
4. 届出番号	13		
5. 独自利用事務の事例番号	65-1		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.hanyu.lg.jp/docs/2016060200029/		

執行機関名 羽生市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	羽生市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第21号)の規定による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づ き定める条例の名称及び①		羽生市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日条例第24号)別表第1第6項
の該当部分		羽生市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第21号)の規定による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	羽生市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年9月30日条例第21号)第1条
		第1条 この条例は、 <u>ひとり親家庭</u> 等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		羽生市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年9月30日条例第21号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	羽生市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十に おいて読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実 についての審査に関する事務	
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	羽生市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

備考	_		т			
	/	-1 7				
	佣	考				